

## 道州制のあり方研究会 第2回会合

## 議事次第

日 時:平成25年4月22日(月)9:30~12:30

場 所:関西広域連合本部事務局大会議室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 具体的な政策分野(産業振興、インフラ整備、森林保全)を通じた論点
- (2) 「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等
- (3) その他

## 3 閉会

## 【配付資料】

## 〔資料〕

- 1-1 産業振興を通じた論点(案)
- 1-2 産業振興に関する国と地方の役割分担の現状
- 1-3 道州制での産業振興のあり方(イメージ)
- 2-1 インフラ整備(道路、港湾、空港等)を通じた論点(案)
- 2-2 インフラ整備の現状(道路、港湾、空港)
- 2-3 道州制でのインフラ整備のあり方(イメージ)
- 3-1 森林保全を通じた論点(案)
- 3-2 森林の多面的機能を確保するための施策
- 3-3 林業に関連する各地の取組例
- 3-4 道州制での森林保全のあり方(イメージ)
- 4-1 「道州制基本法案(骨子案)」(自由民主党道州制推進本部)に対する懸念と指摘(案)
- 4-2 「道州制基本法案(骨子案)」(自由民主党道州制推進本部)(H25.2.21)

## 〔参考資料〕

- 参考① 産業クラスターの成功例と地方政府
- 参考② 近畿地方整備局が管理する一般国道(指定区間)
- 参考③ 全国の港湾の状況一覧表
- 参考④ 全国の空港の状況一覧表
- 参考⑤ 森林環境税の全国導入状況一覧表
- 参考⑥ みんなの党「道州制への移行のための改革基本法案」(H24.3.29)

添付省略



## 産業振興を通じた論点（案）

## I 現状と課題

【資料1-2、1-3参照】

- 現在の地域産業振興策は、概ね次の3つに整理できる。
  - ・ 国直轄（独立行政法人など国の外郭団体も含む）の支援事業  
※主に経済産業局単位で実施
  - ・ 国の認定を受けた地方公共団体の計画等に基づき実施される支援事業
  - ・ 地方公共団体が独自に実施する支援事業
- 施策メニューについては、概ね国・地方レベルにおいて類似。  
特に国が実施する事業においては、国が画一的に実施するよりも、地域の実情に明るい地方の創意工夫に委ねる方が、効果的に実施できると考えられるものが多い。
  - ・ 中小企業への金融支援
  - ・ ものづくり基盤技術の高度化支援
  - ・ 異分野間連携支援
  - ・ 地域資源活用事業支援
  - ・ 中小企業販路開拓支援
  - ・ 人材育成支援
  - ・ 産業クラスター支援
  - ・ 産業立地・企業誘致
  - ・ 地域新産業の振興（ソーシャルビジネス、コンテンツ産業等）
  - ・ ベンチャー企業支援
  - ・ 商店街・中心市街地活性化支援
  - ・ 伝統的工芸品・地場産業の振興
- 市町村の実施する事業については、市町村の規模、財源等により施策のラインナップにバラツキがあり、また小規模なものも多い。（商店街・中心市街地活性化支援がメイン）
- 補助金のメニューの実施主体が国、外郭団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構等）、都道府県、市町村など多様であり、事業者にとって分かりにくく、効率的な対応となっていない恐れがある。
- 画一的な国における施策では、十分に地域ニーズが汲み取られていないのではないかと。（ex.買物弱者支援事業の中止）
- 産業クラスターの支援においては、関わる「政府」の多さ（国においても省庁縦割りが生じている）からクラスター内のとりまとめが効果的に行えていないとの指摘がある。  
※海外では地方政府が支援主体となって成功している事例も多い 【参考①参照】

## II 論点

### 1 国と地方の役割分担

- 原則、産業振興については、下記のような国が推進すべきものを除き、具体的な施策は現場を知る自治体の幅広い裁量の下で、実情に応じた取組が実施されるべきではないか。(⇒産学官ネットワークの一元化、補助金メニューのスリム化)  
広域性が高いとされている現在の国の事務についても、主として経済産業局単位実施されている現状から、道州での対応が十分に可能ではないか。
- 以下の事例のような国際競争力強化の観点から取り組むべきものについては、国が引き続き推進していくべきか。
  - ・ 次世代最先端技術等の研究開発への資金投下及び次世代産業に係る調査研究
  - ・ 産業技術等（鉄道技術、省エネ環境技術、原発技術等）の国家的セールス
  - ・ 海外における産業財産権等の日本企業の権利保護
  - ・ 工業規格の国際標準化、及びそれに先立つ国内調整
  - ・ 海外との通商交渉、経済協力協定の締結 等
- 消費者行政等の規制行政については、各地により基準にバラツキがあると混乱をきたすため、規制の枠組みや全国的な基準の策定は、国が行うべきか。また、その基準に基づく事務の執行については、地方に委ねるべきではないか。
- 大型の企業再生に係る金融支援等は引き続き国が行うべきか。また、地域規模の金融支援に係る施策（信用保証協会関係等）は、地方で全て対応できるのではないか。
- 国の産業振興施策の実施については、経済産業局のほか、独立行政法人等（独）中小企業基盤整備機構等）が担っている部分が多いが、それらの地方移管も同時に進めるべきではないか。
- 産業クラスターの支援については、道州レベルの地方政府の方が国よりも効果的に支援が行えるのではないか。（ネットワーク形成の支援、金融支援、VC等）
- 産業施策を実施するにあたっては、道州が自律的に圏域全体の統一的な産業ビジョン（圏域単位の成長戦略）を策定し、基礎自治体を含むエリア内における事業間の整合を図ることで、より効果的・効率的な施策展開が可能になるのではないか。

### 2 道州と基礎自治体の役割分担について

- 道州と基礎自治体間で「二元行政」を避けるためにも、明確な役割分担を設定すべきではないか。
- 基礎自治体を越える広域産業振興（中小企業振興、産業クラスター支援、ベンチャー企業支援等）については、道州に委ねるべきではないか。

- 基礎自治体内で完結する地域性の高い施策（商店街・中心市街地の活性化、伝統的工芸品・地場産業の振興等）については基礎自治体が自立的に担うべきではないか。
- 規制行政については、基礎自治体の財政規模等により対応力に差が生じかねず、道州による補完が必要になってくるのではないか。
- 基礎自治体の施策との調整を図るため、道州が産業ビジョンを策定するにあたっては、基礎自治体が参画する仕組みが必要となってくるのではないか。

### 3 税財源・財源措置のあり方

- 産業振興には雇用創出、税源涵養など大きな効果が期待される。また、企業もまた納税者であり、徴収された税金はその利益となるように使われるべきとの考え方もある。従って、産業振興策の大半を道州が担うのならば、法人課税は道州の財源とすべきなのではないか。
- 企業活動に伴う外部不経済（環境負荷、交通渋滞など）は広域に及ぶと考えられるので、少なくとも道州又は国レベルで負担と受益を考えるべきではないか。
- 企業もコミュニティの一員であり、基礎的な行政サービスの受益者でもあるので、基礎自治体の課税対象とすべきではないか。
- 法人への課税には、国税の法人税や地方税の法人事業税、法人住民税などがあり、国、都道府県及び市町村にそれぞれ申告・納税しているが、国際競争力の強化、徴税手続きの簡素化、課税ベースの拡大などの観点から抜本的な改革が求められているのではないか。
- 現在、法人事業税の一部が地方法人特別税として税源偏在の調整のために各府県に配分されているが、今後とも各圏域における産業振興の均衡を図るため道州間で財政調整を行うべきか。
- 法人への課税を道州の財源とした場合、道州間で税制優遇等の過当競争に陥り、結局は東京（首都圏）のひとり勝ちに帰結する恐れはないか。



産業施策に関する国と地方の役割分担の現状 ①中小企業振興

○現状の産業施策に関する国と地方の役割分担を俯瞰するために代表的な事業例を整理

		中小企業振興に係る主な施策				
	金融支援	ものづくり基盤技術の高度化支援	異分野連携、中小企業間連携等 (農工商連携、中小企業間連携)	地域資源活用事業支援	販路開拓支援	人材育成・後継者育成支援
国	<p>■信用保証協会法</p> <p>○信用保証協会に対する支援(補助金)</p> <p>○支援機関(全国信用保証協会)、信用保証協会に対する報告徴収、立ち入り検査等(出先機関へ委任有り)</p> <p>■地域経済活性化支援機構法</p> <p>○地域経済活性化支援機構への出資</p> <p>※地域の中核的な企業を重点的に再生支援、地域に設立される再生・地域活性化ファンドへの支援</p> <p>■産業活力再生措置法</p> <p>○事業の枠組みの決定</p> <p>○支援機関の認定</p> <p>■信用保証協会法</p> <p>○信用保証協会に対する支援(補助金)</p> <p>○信用保証協会に対する報告徴収、立ち入り検査等</p> <p>○支援機関(全国信用保証協会)に対する報告徴収、立ち入り検査等</p> <p>■産業活力再生措置法</p> <p>○中小企業再生支援協議会事業</p> <p>※本省が認定した支援機関内に設置される協議会に中小企業再生支援に係る事業を委託。(知) 中小企業基盤整備機構も関与。</p>	<p>■中小のものづくり基盤技術の高度化に関する法律</p> <p>○特定ものづくり基盤技術高度化指針や事業の枠組みの決定</p> <p>○専業者が作成する「特定研究開発等計画」の認定(出先機関へ委任有り)</p> <p>■中小企業新事業活動促進法</p> <p>○事業の枠組みの決定</p> <p>○事業者等が作成する「農工商等連携事業計画」等の認定(出先機関へ委任有り)</p> <p>■中小企業新事業活動促進法</p> <p>○事業者が作成する「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定</p> <p>○計画の認定を受けた事業を支援</p> <p>■農工商等連携促進法</p> <p>○事業者が作成する「農工商等連携事業計画」の認定</p> <p>○計画の認定を受けた事業を支援</p> <p>※上記計画の作成に関する相談業務については、中小企業基盤整備機構でも実施</p>	<p>■中小企業地域資源活用促進法</p> <p>○基本方針の策定</p> <p>○都道府県が策定する「基本構想」の認定</p> <p>○事業者が作成する「地域産業資源活用事業計画」の認定(出先機関へ委任有り)</p> <p>■中小企業地域資源活用促進法</p> <p>○事業者が作成する「地域産業資源活用事業計画」の認定</p> <p>○計画の認定を受けた事業を支援</p> <p>※上記計画の作成に関する相談業務については、中小企業基盤整備機構でも実施</p>	<p>■中小企業海外展開支援事業</p> <p>○事業者の公募、受付、決定</p> <p>○事業採択を受けた団体に対する支援(新商品開発、展示会出席、セミナー開催、市場調査など)に対して支援</p> <p>※(知) 中小企業基盤整備機構や(独) 日本貿易振興機構などでも類似事務を実施</p>	<p>■中小企業高度グローバル経営人材育成事業</p> <p>○事業の枠組みの決定</p> <p>■地域中小企業の人材確保・定着支援事業</p> <p>※中小企業を支援する機関による新卒者等のマッチング、人材育成、定着支援等の取組に対して補助</p> <p>○事業の枠組みの決定</p> <p>○公募、事業採択は全国中小企業団体中央会が実施</p> <p>■中小企業高度グローバル経営人材育成事業</p> <p>○事業者の公募、受付、決定</p> <p>○事業採択を受けた企業に対する支援(社内人材の育成、専門人材の招聘など)</p> <p>■地域中小企業の人材確保・定着支援事業</p> <p>○応募者に対する相談窓口</p>	
都道府県	<p>■信用保証協会法</p> <p>○信用保証協会に対する出資</p> <p>○信用保証協会に対する報告徴収、立ち入り検査等</p> <p>■独自の類似業務</p> <p>○金融機関や信用保証協会と連携した各種金融支援制度(各都道府県)</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○先駆的産業技術研究開発支援事業(和歌山県)</p> <p>○大学発・地域産業支援力強化事業(大阪府)</p> <p>○プロジェクトチャレンジ支援事業(滋賀県)</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○国の補助金の交付決定審査に伴い都道府県へ意見聴取を実施</p> <p>■独自の類似業務</p> <p>○ひょうご農工商連携ファンド(兵庫県)</p> <p>○わかやま農工商連携ファンド(和歌山)</p> <p>○農工商連携促進事業(鳥取県)</p> <p>○徳島県農工商連携ファンド(徳島県)</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○滋賀県産農畜水産物海外販路開拓支援事業(滋賀県)</p> <p>○ものづくり企業の販路開拓支援事業(大阪府)</p> <p>○ひょうご海外事業展開支援プロジェクト(兵庫県)</p> <p>○海外ビジネス実現支援事業(和歌山県)</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○シヨブカフェの運営(各都道府県)</p> <p>○能力開発施設の運営(各都道府県)</p> <p>○中小企業人材育成事業(滋賀県)</p> <p>○人気産業活用人材育成事業(大阪府)</p>	
市町村	<p>■信用保証協会法</p> <p>○信用保証協会に対する出資</p> <p>■独自の類似業務</p> <p>○金融機関や信用保証協会と連携した各種金融支援制度(各市町村)</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○ものづくり新事業チャレンジ支援補助金(堺市)</p> <p>○中小企業チャレンジ事業補助金(豊中市)</p>	<p>■中小企業地域資源活用促進法</p> <p>○都道府県が基本構想等を策定するに伴い市町村へ意見聴取を実施</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○県外販路開拓支援事業(和歌山県)</p> <p>○ものづくり販路拡大支援事業(姫路市)</p>	<p>■独自の類似業務</p> <p>○中小企業人材育成支援事業(鳥取市)</p> <p>○人材育成支援事業(和泉市)</p>	

※ 市町村の実施については、市町村の規模等によりラインナップに差があり、また小規模のものが多い



産業施策に関する国と地方の役割分担の現状 (2) 新技術・新産業創出支援

		新技術・新産業創出支援等に係る主な施策		
	産業クラスター支援	産業立地・企業誘致	地域新産業の振興	競争的資金の提供、VC、ベンチャー支援税制等
国	<p>■国主導型産業クラスターの推進 (経産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業クラスター計画の策定</li> <li>○国主導型産業クラスターの推進</li> </ul> <p>■地域主導型産業クラスターの推進 (内閣府、文科省、経産省、農水省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○推進区域、プログラムの認定 (地域イノベーション戦略支援プログラム) ※文科、経産、農水各大臣が認定</li> <li>○戦略特区の指定 (総合特区法) ※総理大臣が指定</li> <li>○認定等を受けた地域に対する支援</li> </ul> <p>(その他の主な国の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域新成長産業創出促進事業 (経産省)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の枠組みの決定</li> </ul> </li> <li>※産学官等の連携により、新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援</li> </ul>	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針の策定</li> <li>○「地域産業活性化協議会※」が策定する基本計画の同意                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 都道府県及び市町村、地産地消団体、大学等で構成</li> </ul> </li> <li>○企業立地支援事業の枠組みの決定</li> <li>○企業立地支援事業の実施</li> <li>○企業立地支援センターの設置</li> </ul>	<p>■地域新成長産業創出促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の枠組みの決定</li> <li>○採択事業への支援</li> </ul> <p>■新連携支援事業 (再掲) 中小企業新事業活動促進法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の枠組みの決定</li> </ul> <p>■地域資源活用売れた商品づくり支援事業 (再掲) 中小企業地域資源活用促進法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の枠組みの決定</li> </ul>	<p>■競争的資金制度 (経産省、文科省、農水省等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各省による競争的資金制度の策定</li> <li>・地域イノベーション創出促進補助事業 (経産省)</li> <li>・戦略的イノベーション創出推進プログラム (文科省)</li> <li>・研究開発促進産学連携支援プログラム (文科省)</li> <li>・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 (農水省)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の公募、受付、決定</li> </ul> <p>■VC (ベンチャー支援ファンド) の組成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業成長支援ファンド</li> <li>※ (例) 中小企業基盤整備機構が金融機関と組成</li> <li>○株産業革新機構による支援</li> <li>※ 産学官再生指図法により設置</li> <li>○ケール・ジャパンファンド (25年度設置予定)</li> </ul> <p>■エンジェル税制 (ベンチャー企業投資促進税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な基準の策定</li> </ul> <p>■競争的資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の受付 (経産局)</li> </ul> <p>■エンジェル税制 (ベンチャー企業投資促進税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適用の確認業務の実施</li> </ul>
出先機関	<p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定を受けた地域に対する支援</li> </ul> <p>■地域新成長産業創出促進事業 (経産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の公募、受付、決定</li> <li>○事業採択を受けた団体に対する支援 (セミナー、ビジネスマッチング、新商品開発など) に対して支援を実施</li> </ul> <p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定を受けた地域に対する支援</li> </ul>	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業立地支援事業の実施</li> <li>○「地域産業活性化協議会」への参加及びアドバイザース業務</li> </ul>	<p>■地域成長産業創出促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○採択事業への支援 (ソーシャルビジネス育成、コンテンツ産業の振興、農商工連携等) 促進人材育成、地域競争力強化等</li> </ul> <p>■新連携支援事業 (再掲) 中小企業新事業活動促進法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の公募、受付、決定</li> <li>○事業採択を受けた団体に対する支援 (異分野連携による新たな事業分野の開拓等)</li> </ul> <p>■地域資源活用売れた商品づくり支援事業 (再掲) 中小企業地域資源活用促進法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の公募、受付、決定</li> <li>○事業採択を受けた団体に対する支援 (地域資源を活用した商品改良、販路開拓等)</li> </ul>	<p>■競争的資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の競争的資金獲得に向けた支援 (各都道府県)</li> </ul> <p>■独自の類似業務 (競争的資金制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府ものづくりイノベーション支援助成金 (大阪府)</li> <li>○兵庫県 COE プログラム推進事業 (兵庫県)</li> </ul> <p>■独自の類似業務 (ベンチャー支援ファンド等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご新産業創出ファンド (兵庫県)</li> <li>○とくしま経済復興ファンド (徳島県)</li> </ul>
都道府県	<p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○推進地域協議会の設置、戦</li> <li>略構想の策定、事業者への支援など</li> <li>○徳島健康・医療クラスター (徳島県)</li> <li>○しが匠工連携ものづくりクラスター (滋賀県)</li> <li>○京都梁崎ナノクラスター (京都府、京都市)</li> <li>○北大阪バイオクラスター (大阪府、大阪市)</li> <li>○和歌山県特産産物を活用した健康産業イノベーション推進地域 (和歌山県)</li> <li>○播磨科学公園都市 (兵庫県)</li> </ul>	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画の策定 (地域産業活性化協議会)</li> <li>○企業立地や事業高度化を行う事業者が策定する「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認 (承認を受ける) と国の税制支援、低利融資等支援が活用可能となる)</li> </ul> <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業立地補助金や低利融資、支援税制、産業団地の整備、相談窓口の設置など</li> </ul>	<p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○わかやま中小企業元気ファンド (和歌山県)</li> <li>○次世代・地域資源産業育成事業 (鳥取県)</li> <li>○コミュニティ・ビジネス推進支援事業 (兵庫県)</li> <li>○とくしまデジタルコンテンツプロジェクト事業 (徳島県)</li> </ul>	<p>■競争的資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の競争的資金獲得に向けた支援 (各都道府県)</li> </ul> <p>■独自の類似業務 (競争的資金制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府ものづくりイノベーション支援助成金 (大阪府)</li> <li>○兵庫県 COE プログラム推進事業 (兵庫県)</li> </ul> <p>■独自の類似業務 (ベンチャー支援ファンド等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご新産業創出ファンド (兵庫県)</li> <li>○とくしま経済復興ファンド (徳島県)</li> </ul>
市町村	<p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ながはまバイオクラスター (長浜市)</li> <li>○京都バイオイノベーション構想 (京都市)</li> <li>○神戸医療産業都市 (神戸市)</li> </ul>	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画の策定 (地域産業活性化協議会)</li> </ul> <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業立地補助金や低利融資、支援税制、産業団地の整備、相談窓口の設置など</li> </ul>	<p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取市ソーシャル・コミュニティビジネス支援補助金 (鳥取市)</li> </ul>	



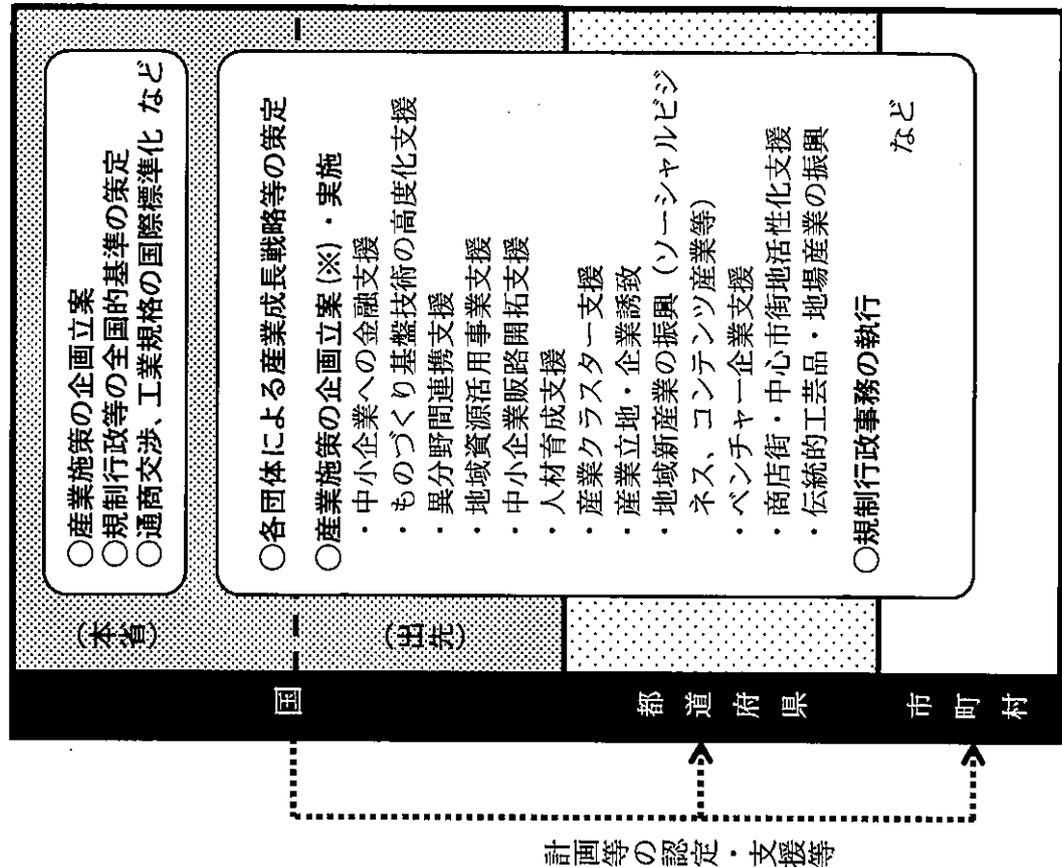
産業施策に関する国と地方の役割分担の現状 (③商店街・地域産業振興・その他)

商店街・中心市街地活性化支援		商店街・中心市街地活性化支援		商店街・中心市街地活性化支援		産業財産権に関する事務		工業規格の国際標準化等		規制商取引法	
国	<p>■地域商店街活性化法</p> <p>○基本方針の策定</p> <p>○事業の枠組みの決定</p> <p>■中心市街地の活性化に関する法律</p> <p>○基本方針の策定</p> <p>○市町村の策定する中心市街地活性化基本計画の認定</p> <p>○認定された計画に基づき実施される事業への補助金等の支援(コンサートホールの整備、カラオケ舗装、駐車場整備など)</p> <p>(その他主な国の施策)</p> <p>■地域商業活性化事業</p> <p>○事業の枠組みの決定</p> <p>■地域商店街活性化法</p> <p>○商店街振興組合等が作成する「商店街活性化事業計画」、一般社団法人やNPO法人等が作成する「商店街活性化支援事業計画」の認定 ※ 認定事業については国の補助金や融資等において優遇有り</p> <p>○商店街活性化事業に対する補助金等の支援(街頭のLED化、アーケード改修、イベントの実施、空き店舗活用など)</p> <p>■中心市街地の活性化に関する法律</p> <p>○認定された計画に基づき実施される事業への補助金等の支援(コンサートホールの整備、カラオケ舗装、駐車場整備など)</p> <p>(その他主な国の施策)</p> <p>■地域商業活性化事業</p> <p>○事業者の公募、受付、決定</p> <p>○事業者採択を受けた団体に対する補助金等の支援(買物弱者対策、空き店舗活用、人材育成など)</p>	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <p>○基本方針の策定</p> <p>○伝統的工芸品の指定</p> <p>○組合や事業者等が作成する各種計画(振興計画、活性化計画等)の認定【都道府県又は市町村経由】</p> <p>○認定された計画に基づき実施される事業を支援(新商品開発、販路開拓、後継者育成等)</p>	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <p>○組合や事業者等が作成する振興計画の認定(一部委任)</p> <p>○認定された計画に基づき実施される事業を支援(新商品開発、販路開拓、後継者育成等)</p>	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <p>○産業財産権制度の策定</p> <p>○審査・登録認定</p> <p>■産業財産権の保護</p> <p>○海外における産業財産権の保護(国際間の産業財産権保護協力に係る覚書等の締結、知財保護強化の要請、模倣品対策強化など)</p>	<p>■工業規格の国際標準化</p> <p>○別研究会等の設置</p> <p>○国際標準化機構への提案</p> <p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業の枠組みの決定</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に府県を超えるものに対応)</p> <p>※本省にも並行権限有り</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>※本省にも並行権限有り</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費者や地方自治体の消費生活センター等の相談窓口</p>	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <p>○相談業務</p> <p>○出願・登録手続</p> <p>○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施</p>	<p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業者の公募、受付、決定</p> <p>○採択された事業に対する補助金等の支援</p> <p>※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費者や地方自治体の消費生活センター等の相談窓口</p>	<p>■工業規格の国際標準化</p> <p>○別研究会等の設置</p> <p>○国際標準化機構への提案</p> <p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業の枠組みの決定</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費者や地方自治体の消費生活センター等の相談窓口</p>
	都道府県	<p>■独自の類似業務</p> <p>○空き店舗の多様な活用支援事業(京都府)</p> <p>○商店街活性化総合補助金(大阪府)</p> <p>○商店街コミュニティ機能支援事業(和歌山県)</p>	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <p>○組合や事業者等が作成する各種計画の受付</p> <p>○組合や事業者等が作成する振興計画の認定(一部委任)</p> <p>■独自の類似業務</p> <p>○伝統的工芸品産業振興対策事業(大阪府)</p> <p>○じばさん兵庫ブランド創出支援事業(兵庫県)</p> <p>○わかやま地域産業ブランド力強化支援事業(和歌山県)</p>	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <p>○組合や事業者等が作成する振興計画の認定(一部委任)</p> <p>○認定された計画に基づき実施される事業を支援(新商品開発、販路開拓、後継者育成等)</p>	<p>■産業財産権の特許に関する事務</p> <p>○相談業務</p> <p>○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施</p> <p>■産業財産権の保護</p> <p>○海外における日本の地方自治体名に関連する商標登録に対する監視や異議申し立て</p>	<p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業</p> <p>○整備ビジョンの策定(ビジョンに基づく事業に対しては国の高率の補助有り)</p> <p>○国の補助に対する上乗せ補助</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費生活センター等による問い合わせ対応</p>	<p>■産業財産権の特許に関する事務</p> <p>○相談業務</p> <p>○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施</p> <p>■産業財産権の保護</p> <p>○海外における日本の地方自治体名に関連する商標登録に対する監視や異議申し立て</p>	<p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業</p> <p>○整備ビジョンの策定(ビジョンに基づく事業に対しては国の高率の補助有り)</p> <p>○国の補助に対する上乗せ補助</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費生活センター等による問い合わせ対応</p>	<p>■工業規格の国際標準化</p> <p>○別研究会等の設置</p> <p>○国際標準化機構への提案</p> <p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業の枠組みの決定</p>
市町村	<p>■独自の類似業務</p> <p>○商店街のコミュニティ機能強化支援事業(和歌山県)</p> <p>○商業共同施設設置補助金(富山県)</p> <p>○中心商業地にぎわい事業補助金(大津市)</p>	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <p>○組合や事業者等が作成する各種計画の受付</p> <p>○組合や事業者等が作成する振興計画の認定(一部委任)</p> <p>■独自の類似業務</p> <p>○伝統的工芸品産業振興事業(和歌山県)</p> <p>○地域ブランド認定制度(岸和田市)</p> <p>○各地域における地域産業センターの運営</p> <p>※地元市町村、商団体・業界が加盟</p>	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <p>○相談業務</p> <p>○出願・登録手続</p> <p>○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施</p>	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <p>○産業財産権制度の策定</p> <p>○審査・登録認定</p> <p>■産業財産権の保護</p> <p>○海外における産業財産権の保護(国際間の産業財産権保護協力に係る覚書等の締結、知財保護強化の要請、模倣品対策強化など)</p>	<p>■工業規格の国際標準化</p> <p>○別研究会等の設置</p> <p>○国際標準化機構への提案</p> <p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業の枠組みの決定</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費生活センター等による問い合わせ対応</p>	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <p>○相談業務</p> <p>○出願・登録手続</p> <p>○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施</p>	<p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業者の公募、受付、決定</p> <p>○採択された事業に対する補助金等の支援</p> <p>※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費生活センター等による問い合わせ対応</p>	<p>■工業規格の国際標準化</p> <p>○別研究会等の設置</p> <p>○国際標準化機構への提案</p> <p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業(EV充電器の整備等)</p> <p>○事業の枠組みの決定</p>	<p>■特定商取引法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■割賦販売法</p> <p>○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施(主に都道府県内のものに対応)</p> <p>■消費者相談窓口</p> <p>○消費生活センター等による問い合わせ対応</p>

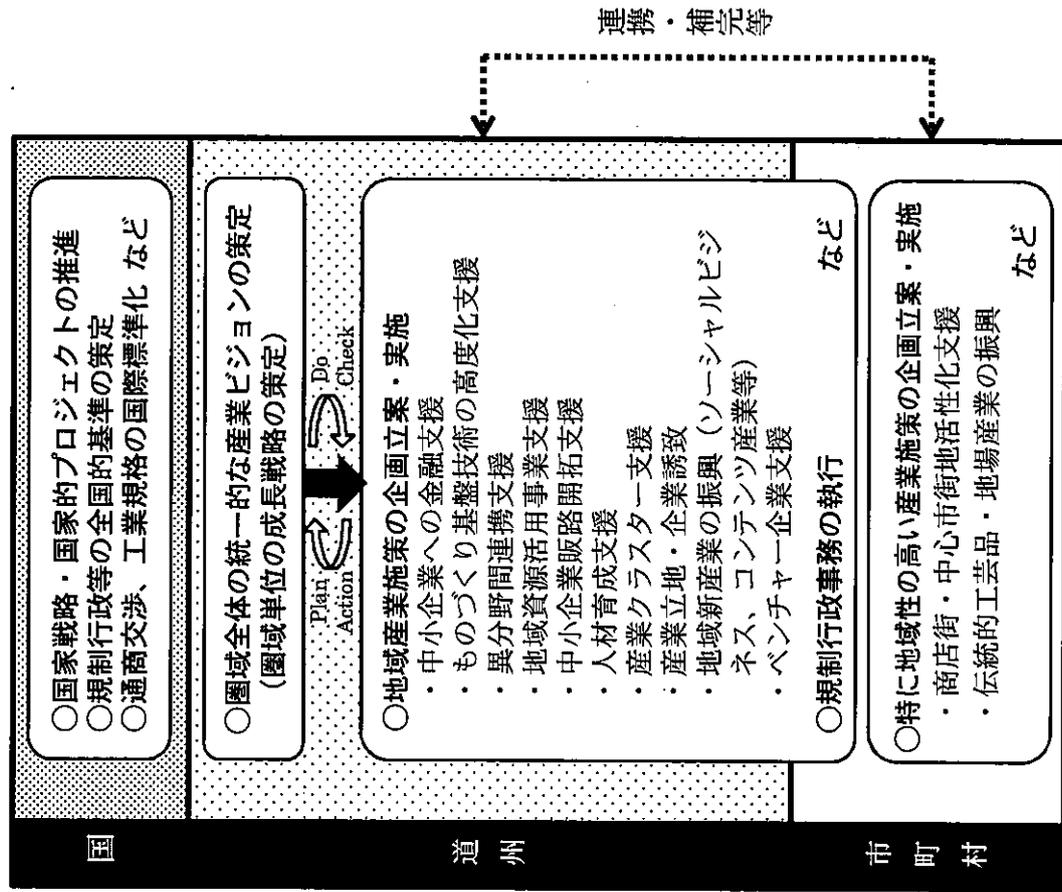


道州制の産業振興のあり方（イメージ）

現状



道州制でのイメージ



※国の施策については、原則本省が企画立案



## インフラ整備（道路、港湾、空港等）を通じた論点（案）

### I 現状と課題 【資料 2-2、参考②～④参照】

#### ○ ガバナンスについて

- 道路は、高速自動車道、国道、都道府県道、市町村道の別に、管理者が国・都道府県・市町村に分かれているが、それぞれが接続し、道路交通網を形成していることから、可能な限り一体的に整備、管理していくことが、効率的かつ効果的である。

しかしながら、高速自動車道は、都道府県（政令市）が整備費用の一部を負担する新直轄方式はあるものの、有料道路方式により道路の資産保有と建設費用等の債務の引き受けは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行い、その建設や管理は各高速道路会社が行う上下分離方式のスキームで整備が進められている。

- 大規模災害等緊急時の対応のため、高速自動車道が未整備である周辺地域を中心に、引き続き国の関与を求める声がある。
- 港湾は、国際戦略港湾(5 港)、国際拠点港湾(18 港)、重要港湾(103 港)、地方港湾(809 港)に分かれ、港務局や一部事務組合による管理が一部で見られるものの、その殆どは都道府県又は市町村が管理している。  
経済のグローバル化を踏まえた港湾の国際競争力の強化等を図る観点から、現在のような管理主体は適切かどうか問われている。
- 空港は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる拠点空港以外にも国際線が就航している空港があり、計 31 港に及んでいる。  
空港の国際競争力の強化と、地方空港及びその管理主体のあり方が問われている。

#### ○ 縦割り行政について

- 道路、港湾、空港、鉄軌道等のインフラ整備は、それぞれの地域における経済・観光振興、雇用創出、環境負荷などに大きなインパクトを与えること、また二重投資の弊害を避ける必要があることから、国レベルで調整が必要なものを除き、それぞれの圏域において総合的に判断して進めていくことが求められているのではないか。

- ・ 例えば、道路、港湾、空港、鉄軌道等の整備において、別々にプランニングするのではなく、重要港湾やハブ空港への到達時間の短縮や、企業立地の促進などの産業施策、あるいは圏域全体におけるCO2の排出量削減などの環境施策を含めた総合的な政策目標を見すえたプランニングが必要ではないか。

## II 論点 【資料2-3参照】

### 1 国と地方の役割分担

#### ○ 引き続き国が担うべき役割とは何か。

- ・ 国は、全国的な交通ネットワークの骨格部分（国際コンテナ港湾、ハブ空港、新幹線、高速自動車国道など）のプランニングのみを行い、道州のプランニングや基礎自治体の整備計画との整合性を担保すればよいのではないか。
- ・ 貿易立国として港湾や空港の国際競争力の強化は必要であり、極めて重要な港湾や空港の整備・管理は、国が直轄で行うこととするのか。
- ・ 圏域単位での交通ネットワークは、道州が総合的な観点からプランニングを行い、その整備や管理についても責任を担うべきではないか。
- ・ 例えば、一般国道は直轄国道も含め都道府県道と一体で、道州が圏域の主要ネットワークとして管理することが、効率的かつ効果的ではないか。
- ・ 離島の港湾や空港の整備等には国の支援が必要か。

#### ○ 道州と基礎自治体の役割分担や関係をどうするのか。

- ・ 基礎自治体は、道州が整備する圏域内の交通ネットワークに接続する道路などを整備する責任を担うのではないか。
- ・ 例えば、市町村道の一部は、一般国道、都道府県道と一体で管理することが効率的ではあるが、地域住民の生活道路である市町村道については、住民により身近な基礎自治体で管理した方がよいのではないか。
- ・ 現在の府県が管理する補助国道や府県道の管理まで市町村に移譲することは、専門性を持った要員の確保などの観点から合理的と言えるか。
- ・ 道路として一般に利用されている農道や林道の管理はどうするのか。
- ・ 道州は、圏域における合理的な交通ネットワークを整備するために個々の事業の優先度を決定していくことになるが、市町村の意思を反映する仕組みが要るのではないか。
- ・ 国道や府県道を道州が一体的に管理することとなれば、道州に公共事業が集中することとなり、工事発注の適正化を担保する仕組み等が要るのではないか。

## 2 税財源・財源調整のあり方

- インフラ整備において望ましい財源負担のあり方とはどのようなものか。
  - 道路や鉄軌道は、末端を含めた広域的なネットワーク全体が整備され、維持されるべきとの観点から、特定の沿線住民（市町村）に負担を求めるのではなく、圏域（全国）単位でのプール制で広く負担すべきではないか。
  - 空港や港湾などは施設の利用者など直接的な受益者が特定しやすいので、主にこうした受益者に負担を求めるべきではないか。
  - 自動車交通の外部不経済（公害、交通事故、公共交通の利用者減など）に着目し、車体、燃料への課税などを財源とすべきか。その際、道州間での税率引き下げ競争を避けるために、税率は全国一律とすべきか。
  - インフラ整備については、多額のコストを要する新築・改築と、維持管理のためのコストとは、その負担のあり方や財源を分けてもよいのではないか。
  - 災害復旧のためのコストは、道州に税源移譲がなされた後も、引き続き国が支援すべきか、道州で負担すべきか。



# インフラ整備(道路、港湾、空港)の現状

## I 道路

資料2-2

### 1. 道路の種類

- (1) 道路法(第2条、第3条)上の道路
  - ① 高速自動車国道、② 一般国道、③ 都道府県道、④ 市町村道
- (2) 農道(土地改良法等)
- (3) 林道(森林法等)
- (4) 私道

農村地域における農業用道路、森林の整備・保全を目的とした林道も道路として利用されている。

### 2. 道路管理者と費用負担

道路の種類	道路の定数		道路管理者		費用負担		国の負担・補助の場合	
	有料道路方式	新直轄方式	延長	道路の定数	道路管理者	費用負担	国の負担・補助の場合	維持・修繕
① 高速自動車国道			7,641km (0.6%)	自動車の高速度交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の形成等を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地位を占めるものその他の他の国の利害に特に重大な関係を有する道路(高速自動車国道法第4条)	国 (高速自動車国道法第6条)	高速道路会社	全社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る償還及び管理費を賄う(道路整備特別措置法第3条等)	
				高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものという。(道路法第5条)	国 (高速自動車国道法第20条①)	都道府県(政令市)	10/10負担 (高速自動車国道法第20条①)	
② 一般国道			22,787km(1.9%)	① 国土を統一し、防衛し、又は整理して、都道府県庁所在地(北緯30度の交差点所在地を含む。)その他の政治・経済上又は文化上特に重要な都市を連絡する道路 ② 重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は市町村間に規定する国道とを連絡する道路 ③ 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に連する道路 ④ 沖津沖若しくは同法 附則第2項に規定する国際航路若しくは国際航路点地若しくは同法 附則第2項に規定する港、重要な飛行場又は国際航路上重要な航空自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路 ⑤ 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路	国 (道路法第12条)	都道府県(政令市)	<新築又は改築> (道路法第12条)	10/10負担 (道路法第49条)
			31,949km(2.6%)	① 沖津沖若しくは同法 附則第2項に規定する国際航路若しくは国際航路点地若しくは同法 附則第2項に規定する港、重要な飛行場又は国際航路上重要な航空自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路 ② 重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は市町村間に規定する国道とを連絡する道路 ③ 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に連する道路 ④ 沖津沖若しくは同法 附則第2項に規定する国際航路若しくは国際航路点地若しくは同法 附則第2項に規定する港、重要な飛行場又は国際航路上重要な航空自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路 ⑤ 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路	国 (道路法第13条)	都道府県(政令市)	<維持、修繕、その他の管理> 指定区域: 国 その他: 都道府県(政令市) (道路法第13条)	1/2以内補助 (道路法第50条①)
③ 海運府県道			129,393km(10.7%)	地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を指定したものという。(道路法第7条)	都道府県(政令市)	都道府県(政令市)	1/2以内補助 (道路法第56条)	維持: (道路法第49条) 修繕: 1/2補助 (修繕法第1条①)
④ 市町村道			1,012,088km (84.1%)	① 市又は人口15以上の町(以下これを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第22条第2項に規定する国際航路若しくは国際航路点地、重要な港若しくは地方港、漁港、漁業用港、国際空港若しくは国際航路若しくは国際航路上重要な航空自動車国道、国道又は市町村間に規定する国道とを連絡する道路 ② 主要地とこれらと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路 ③ 主要停車場とこれらと密接な関係にある主要観光地とを連絡する道路 ④ 二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路 ⑤ 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は市町村間のいずれか一方に該当する都道府県道とを連絡する道路 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路	市町村 (道路法第10条)	市町村	1/2以内補助 (道路法第56条)	維持: (道路法第49条) 修繕: 1/2補助 (修繕法第1条①)
(2) 農道			計 1,203,858km(100%) うち農業用距離 60,846km (継続率33.7%)	市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を指定したものという。(道路法第6条)	市町村 (道路法第10条)	市町村 (道路法第10条)	都道府県 359km 市町村 122,353km 土地改良区等 58,080km	一定条件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り
(3) 林道			計 88,478km うち農業用距離 36,411km (継続率41.29%)	市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を指定したものという。(道路法第6条)	市町村 (道路法第10条)	市町村 (道路法第10条)	都道府県 6,992km 市町村 78,238km 森林組合等 3,248km	一定条件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り

※ 道路法上の道路管理費は国土交通省・道路局 HPより、道路調査費は「道路統計年報2008」により、農道・林道の延長等は平成17年農道・林道の整備状況調査による。



## II 港湾

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾 位置図

区分	定義(港湾法第2条②)	総数	港湾管理者			
			都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾	103	83	16	1	3
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	809	505	304	0	0
計		935	600	328	1	6

(平成24年4月1日現在)





III 空港

# 空港分布図

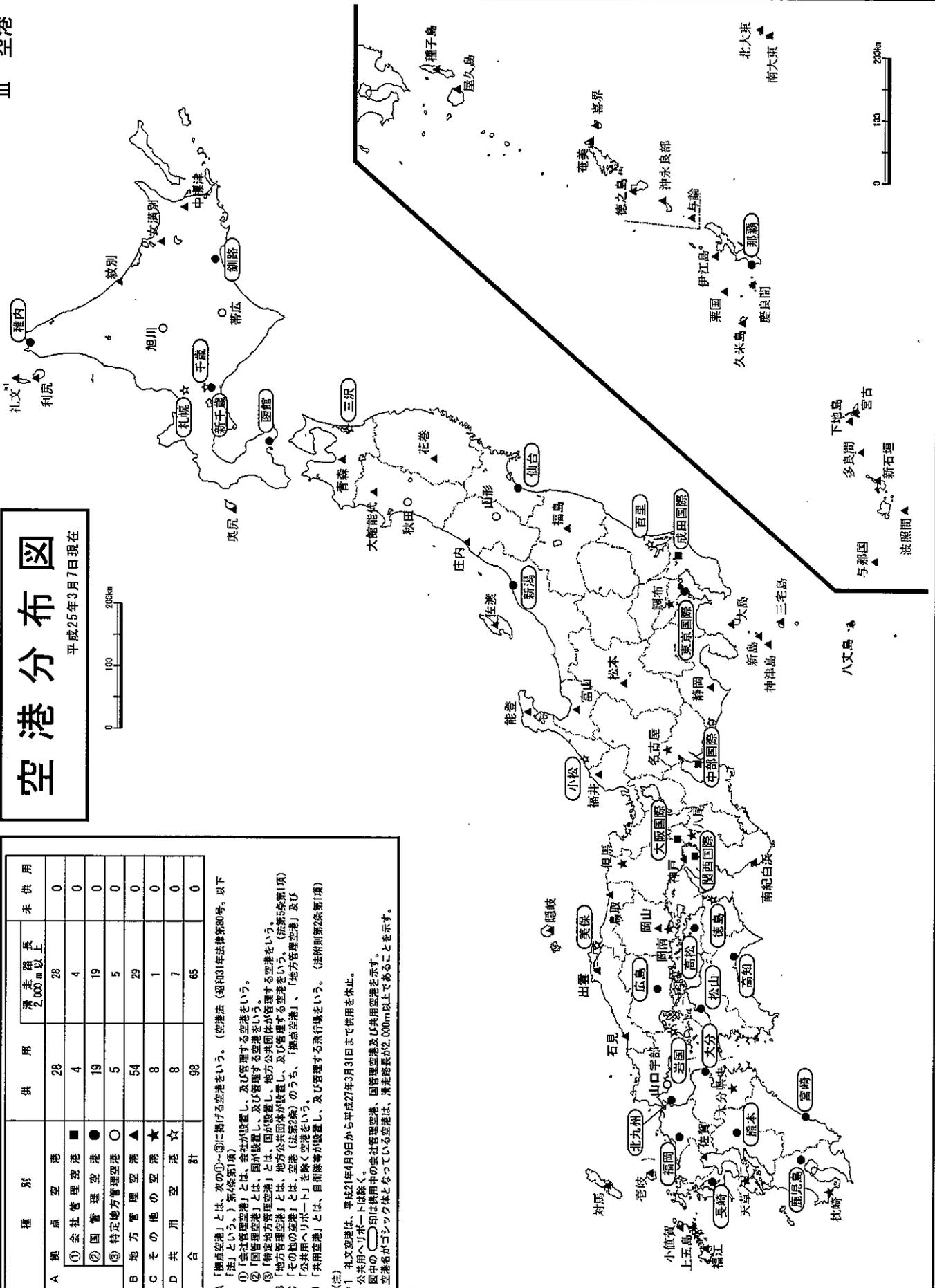
平成25年3月7日現在



種別	供用	清走路長		未供用
		2,000m以上	2,000m以下	
A 拠点空港	28	28	0	0
① 会社管理空港	4	4	0	0
② 国管理空港	19	19	0	0
③ 特定地方管理空港	5	5	0	0
B 地方管理空港	54	29	0	0
C その他の空港	8	1	0	0
D 共用空港	8	7	0	0
合計	98	65	0	0

A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。(空港法(昭和31年法律第80号、以下「法」という。)第4条第1項)  
 ① 「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。  
 ② 「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。  
 ③ 「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。  
 B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。(法第5条第1項)  
 C 「その他の空港」とは、空港(法第2条)のうち、「地方管理空港」、「地方管理空港」及び「公共用空港」を除く空港をいう。  
 D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。(法附則第2条第1項)

(注)  
 \*1 礼文空港は、平成21年4月9日から平成27年3月31日まで供用を休止。  
 ・公共用へり付印は除く。  
 ・図中の○印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。  
 ・空港名がゴシック体となっている空港は、清走路長が2,000m以上であることを示す。





## 道州制でのインフラ整備のあり方（イメージ）

## 1. 道路管理のあり方

(現 状)

	高速 道路会社	都市 道路公社	地方整備局 国道事務所	都道府県(政令市) 土木事務所		市町村	
管理道路	高速 自動車道	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道



(想定①) 道州は、一般国道(指定区間を含む)、都道府県道及び幹線市町村道を管理

	高速 道路会社	都市 道路公社	道州(地方整備局、市町村の事務の一部を移譲)				市町村
管理道路	高速 自動車道	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

(想定②) 道州は、都市道路公社管理の都市高速道路、一般国道(指定区間を含む)、都道府県道及び幹線市町村道を管理

	高速 道路会社	道州(道路公社、地方整備局、市町村の事務の一部を移譲)					市町村	
管理道路	高速 自動車道	都市 高速	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

(想定③) 道州は、一般国道(指定区間を含む)、都道府県道を管理

	高速 道路会社	都市 道路公社	道州(地方整備局の事務を移譲)			市町村	
管理道路	高速 自動車道	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

(想定④) 道州は、都市道路公社管理の都市高速道路、一般国道(指定区間)を管理  
基礎自治体は一般国道(指定区間外)、都道府県道、市町村道を管理(自民党基本法骨子案?)

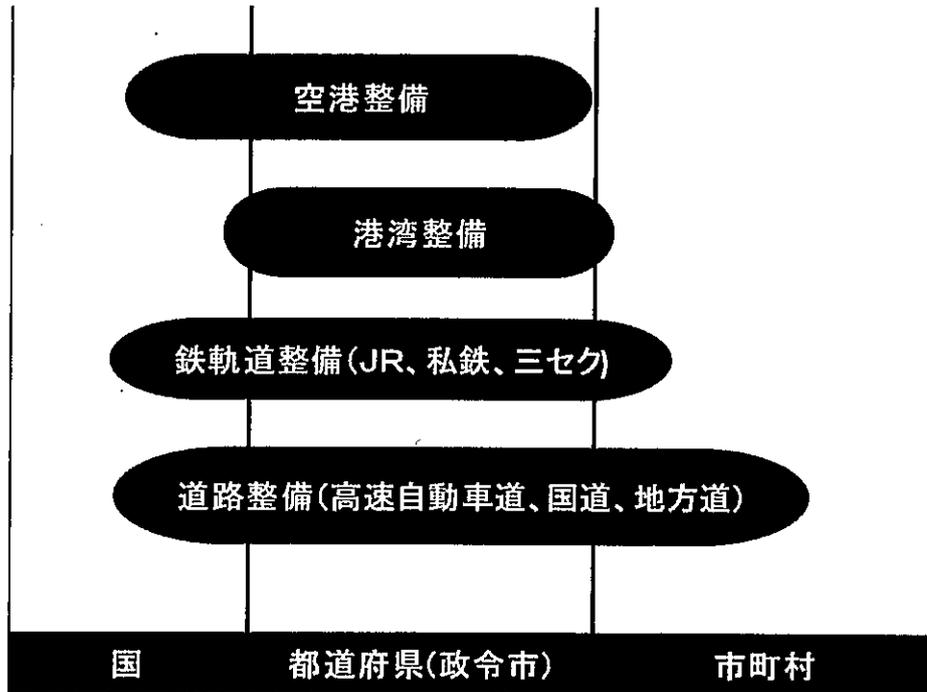
	高速 道路会社	道州(道路公社、地方 整備局の事務を移譲)		基礎自治体				
管理道路	高速 自動車道	都市 高速	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

※ 政令市については、道州制での位置付けによって道州の担う事務の一部を行うことが考えられる。

## 2. インフラ整備のプランニングのあり方

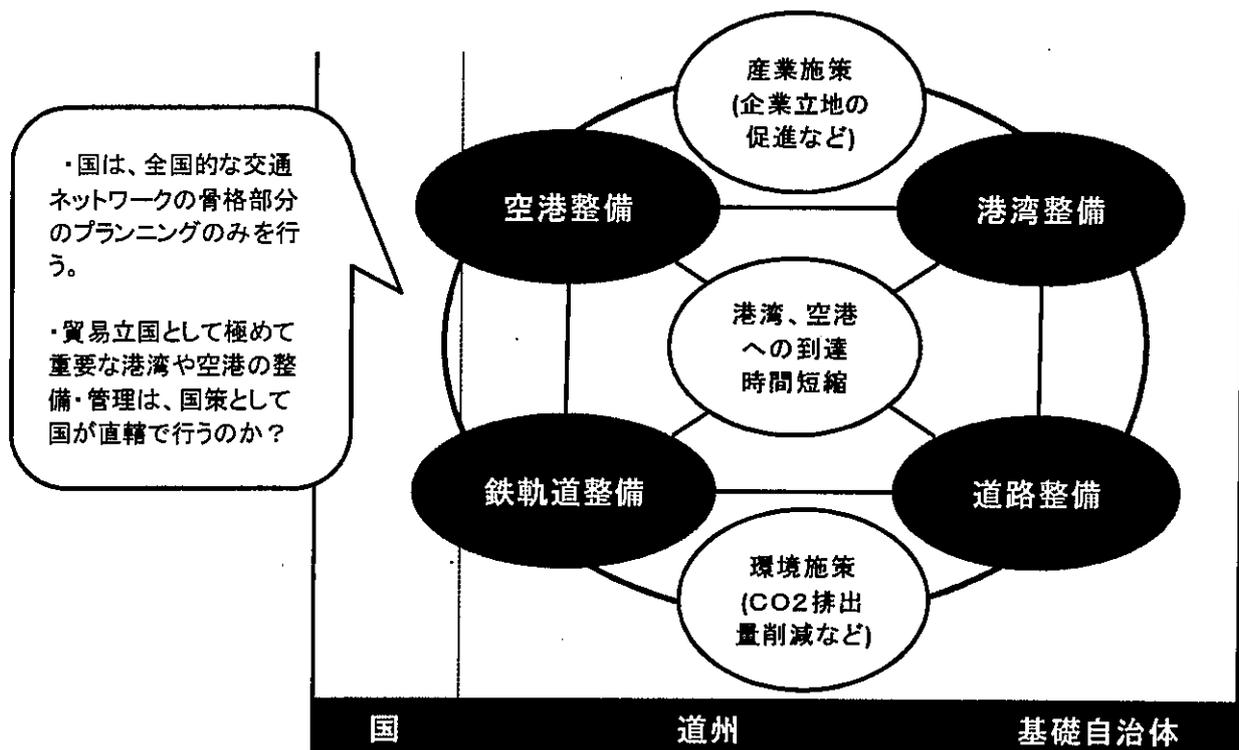
### 現 状

道路、港湾、空港、鉄軌道などが、それぞれ個別の整備計画に基づき、別々にプランニングされている。



### 道州制でのイメージ

重要港湾やハブ空港への到達時間の短縮、企業立地の促進などの産業施策、圏域全体のCO<sub>2</sub>の排出量削減などの環境施策を含めた総合的な政策目標を見すえたプランニングを一体的に行う。



## 森林保全を通じた論点（案）

## Ⅰ 現状

- 戦後植林された多くの人工林が、本格的に利用可能な時期に入りつつあるものの、様々な要因により国内林業は不振
  - ◆ 輸入木材との競争で木材価格が長期下落傾向
  - ◆ 山林の小規模所有が多く非効率
  - ◆ 林業の後継者不足と従事者の高齢化
  - ◆ 路網の未整備、維持管理の不備
  - ◆ 機械化の遅れ
- 放置林（所有者による下草刈りや間伐がなされない森林）が増加
- 災害防止、水源かん養など森林の公益性（多面的機能）を維持するため、間伐促進等の施策を国・地方で実施【資料3-2参照】
  - ◆ 農林水産省（林野庁）による間伐促進
  - ◆ 環境省による、バイオマス発電など間伐材の利用促進
  - ◆ 地方の独自課税（府県民税の超過課税）を財源としたよる間伐促進 など

## Ⅱ 課題

- 補助金のメニューが実施主体や対象山林により細分化し、所有者にとって分かりにくく、総合的な対応を阻害している恐れ
- 森林保全等を目的とした県民税超過課税は、地方税収全体に占める割合が0.1%未満と少額
- 府県域では流域の上下流が完結せず（東京都・大阪府などは超過課税を実施せず）、本来の受益者が負担をまぬがれている可能性【参考資料⑤参照】

### III 論点

#### 1 国と地方の役割分担

- 国が担うべき役割とは何か。
  - ◆ 国は温暖化対策のための間伐実施面積、災害対策としての貯水機能の維持などの政策目標や地域ごとの達成基準などの設定にその役割を限定し、その手段については可能な限り地方と住民に任せるべきではないか。
  - ◆ 補助金のメニューを細かく設定することで、地域の実情にそぐわない事業が行なわれているのではないか。  
(例) 機械設備の導入に補助金を支出することで、小規模山林所有者が不要な設備を購入する。 など
- 国や流域全体からの財源を受けて、具体的な施策は現場を知る自治体が実情に応じた取組を行うべきではないか。【資料3-3参照】
- 細かな補助要綱で自治体を縛るのではなく、幅広い裁量を認めれば、林業の振興や後継者の確保など多様な政策目的を効率的に達成できるのではないか。

#### 2 上流自治体と下流自治体との費用負担

- 府県域を越えて、個別案件ごとでなく総合的に森林の公益機能（防災・水源かん養・CO2削減・動植物の生息環境保全・観光・教育等）を考えるべきではないか。
- このため道州全体（少なくとも河川の流域全体）で課税し、中山間地の森林に集中的に投資ができる枠組みが必要になるのではないか。  
(下流自治体が上流自治体に支出している費用の例)
  - ◆ ダム建設に関連する費用
  - ◆ 造林公社への出資金
  - ◆ 琵琶湖疎水に係る感謝金
- あるいは、CO2の削減効果等に着目すれば、受益は人口が集中する首都圏等に偏重するとも考えられ、全国単位で負担のあり方を考えるべきではないか。

#### 3 自治体間の調整

- 「複数の道州にまたがる森林」「ある道州に収まるが、隣接する道州の水源となっている森林」が存在する場合、道州間の調整はどのようにすべきか。
  - ◆ 道州間で水系単位の事業計画を共同で策定し、各道州がそれぞれ執行
  - ◆ 隣接する道州へ事務を委託
  - ◆ 隣接する道州を含む流域自治体が、ひとつの広域連合を結成し、事業を一元的に実施 など

## 森林の多面的機能確保するための施策（平成 25 年度予定事業）

事業名	所管	事業の趣旨	支援（補助）対象者	主な支援（補助）対象
森林環境保全直接支援事業	林野庁	○集約化・路網整備を通じた適切な森林施業。 ○間伐搬出等の森林施業と一体の路網整備。	(森林経営計画 ※1) 認定者または特定 間伐等促進計画 (※2) 実施主体のみ 府県・市町村・森林組合等・森林所有者	○人工造林、下刈り、除伐、間伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
森林環境保全整備事業		○所有者の自努力力によっては適切な整備が行えない森林における広葉樹林化・針広混交林化。 ○気象害等による被害森林であったり、自努力力によっては適切な整備が行えない森林における人工造林等。	(森林所有者との協定締結時のみ) 府県・市町村・森林組合等・NPO法人	○人工造林、下刈り、除伐、間伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
森林環境保全整備事業		○松くい虫被害が発生している松林の整備・樹種転換。	(森林所有者との協定締結時のみ) 府県・市町村・森林組合等・NPO法人・ 森林経営計画作成者	○人工造林、下刈り、除伐、間伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
森林環境保全整備事業		○集約化や間伐等の森林施業と一体となって行われる林業専用道の整備等。	府県・市町村・森林組合等・森林所有者・ 森林経営計画作成者	○人工造林、下刈り、除伐、間伐、衛生伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
美しい森林づくり基盤整備交付金		○二酸化炭素吸収作用の保全・強化のため、平成 32 年度までの追加の間伐等。	府県・市町村・森林組合等	○間伐等の森林施業と一体となって行われる林業専用道の開設。
森林・林業再生整備づくり交付金		○効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりのための、施設・機械の整備等。	(特定間伐等促進計画実施主体のみ) 市町村・森林組合等・森林所有者等	○間伐等促進法に定められた特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等。 ○上記間伐に必要な路網整備。
間伐材マークの交付		○間伐促進の普及啓発及び間伐材の利用促進。	府県・市町村・森林組合等	○林業（間伐）に係る機械・施設の整備。 ○間伐材など木質バイオマス利用促進施設の整備。 ○森林有害虫防除、野生鳥獣被害対策。 ○担い手の育成・確保。
育成型整備事業	農水省	○防災・減災対策の総合的な推進。	製造業者	○原則として主要木質部の間伐材使用割合 100% の製品を認定し、間伐材マークを使用。
共生環境整備事業	農水省	○地域活性化のための農山漁村地域の基盤整備。	府県・市町村・森林組合等	○間伐作業等の森林施業に必要な路網を整備。
構想回復整備事業	林野庁		府県・市町村	○森林の整備に必要な作業施設等を整備。 ○間伐材等を利用した簡易な健康促進施設を整備。
山のみち地域づくり交付金			府県・市町村	○人工造林、下刈り、除伐、間伐等。
木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業	栗原市	○森林資源をエネルギー源として有効活用。	(奥地森林地域のみ) 府県・市町村・森林組合等・NPO法人	○間伐作業等の森林施業に必要な林道・森林作業道を整備。 ※独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、緑資源機構林道事業を補助事業化。
再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）		○再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開。	府県・市町村・民間団体	○需要・原料（未利用間伐材等）、事業採算性等の実現可能性を調査。 ○必要な施設を導入。
地域経済循環創造事業交付金 ※124 年度補正予算	総務省	○地域の資源と地域の資金とを結びつけ、持続可能な起業モデルを構築。	民間事業者 ※府県・市町村を經由してを支援	○再生可能エネルギーの調査、事業設計。 ○間伐材等の再生可能エネルギー、省エネ機器等の導入支援。 ○発着事業者の調査経費支援、利子補給。
県民税超過課税を財源とする事業	各府県	○災害防止、水源かん養等。	地方公共団体・民間団体	○間伐材をチップ化。 ○間伐材の木質燃料のための木材集積用地を確保。

※1 森林経営計画は、森林所有者または森林経営受託者が、集約化された森林で持続的な森林経営を行うために作成。

※2 特定間伐等促進計画は、市町村が、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）に基づき、京都議定書第一約束期間における二酸化炭素の森林吸収目録達成に向けて森林の間伐等を促進するために作成。期間は平成 19～24 年度だが、平成 32 年度まで延長する法案が平成 25 年通常国会に提出された。

(注) 林業に係る道の区分は次のとおり。なお、路網とは下記に加えて場合によっては公道等を含む道の総称。

○林道：不特定多数が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線。

○林業専用道：特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道と異なる林道を補完し、森林作業道と組み合わせ、森林施業の用に供する道をいい、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。

○森林作業道：特定の者が森林施業のために利用するものであり、林業機械の走行を予定するもの。



## 地域の実情に応じた取組例

### 1. 山形県金山町<sup>かねやままち</sup>

- 通常の杉は40～50年程度で伐採するところ、金山町では80年以上育てたものを伐採。杉の育成に適した町の気候を活かし他地域と差別化
- 金山町街並み景観条例（S61.4.1施行）により、金山型住宅（白壁と切妻屋根を持ち在来工法で建てられた木造住宅）に対して最高50万円の助成金を交付することで、景観維持と木材・住宅産業の振興を図る。
- 普及を促すため、金山町森林組合は平成21年度に金山杉住宅仕様書を作成。  
→原木から住宅までセットでブランド化に成功。

参考 ・松田貢「景観にとけ込んだ暮らしづくり～杉から波及する100年計画の実践～」『町村週報』第2588号（H18.4.24）全国町村会  
・金山杉住宅をつくる会「提出資料」『第11回“木の家づくり”から林業再生を考える委員会』（H24.12.11）

### 2. 京都府旧日吉町<sup>ひよしちょう</sup>（現 南丹市）

- 日吉町森林組合が小規模山林所有者に、詳細な見積もりを含む森林施業プランを提示の上で、施業を受託。効率化により間伐材の売上で費用をまかない、所有者に負担をかけないことによりほとんどの所有者と成約。
  - ・複数の所有者の森林をまとめて集約的に間伐を実施。
  - ・作業道整備、機械化による効率化。
- 作業員を日雇いではなく正職員として雇用し、明確な給与査定を行うことで、人材の確保とモチベーションの維持を図る。

参考 ・林野庁森林整備部・静岡市『低炭素地域・国土形成推進調査報告書』（H21.3）  
・国土交通省「国土の国民的経営 参考事例」『国土審議会計画部会第10回持続可能な国土管理専門委員会』（H18.8.25）

### 3. 岡山県西粟倉村<sup>にしあわくらそん</sup>

- 所有者に代わって村が森を10年間管理し、森林組合に間伐を再委託。
- 第三セクターで間伐材を木工品に加工し販売。所有者には収益を分配。

参考 ・林野庁『林業機械化推進事例の紹介』（H21年度）  
・『読売新聞』H24.6.14～H24.6.19「地方を生きる 第15部 百年の森林～岡山県西粟倉村から」

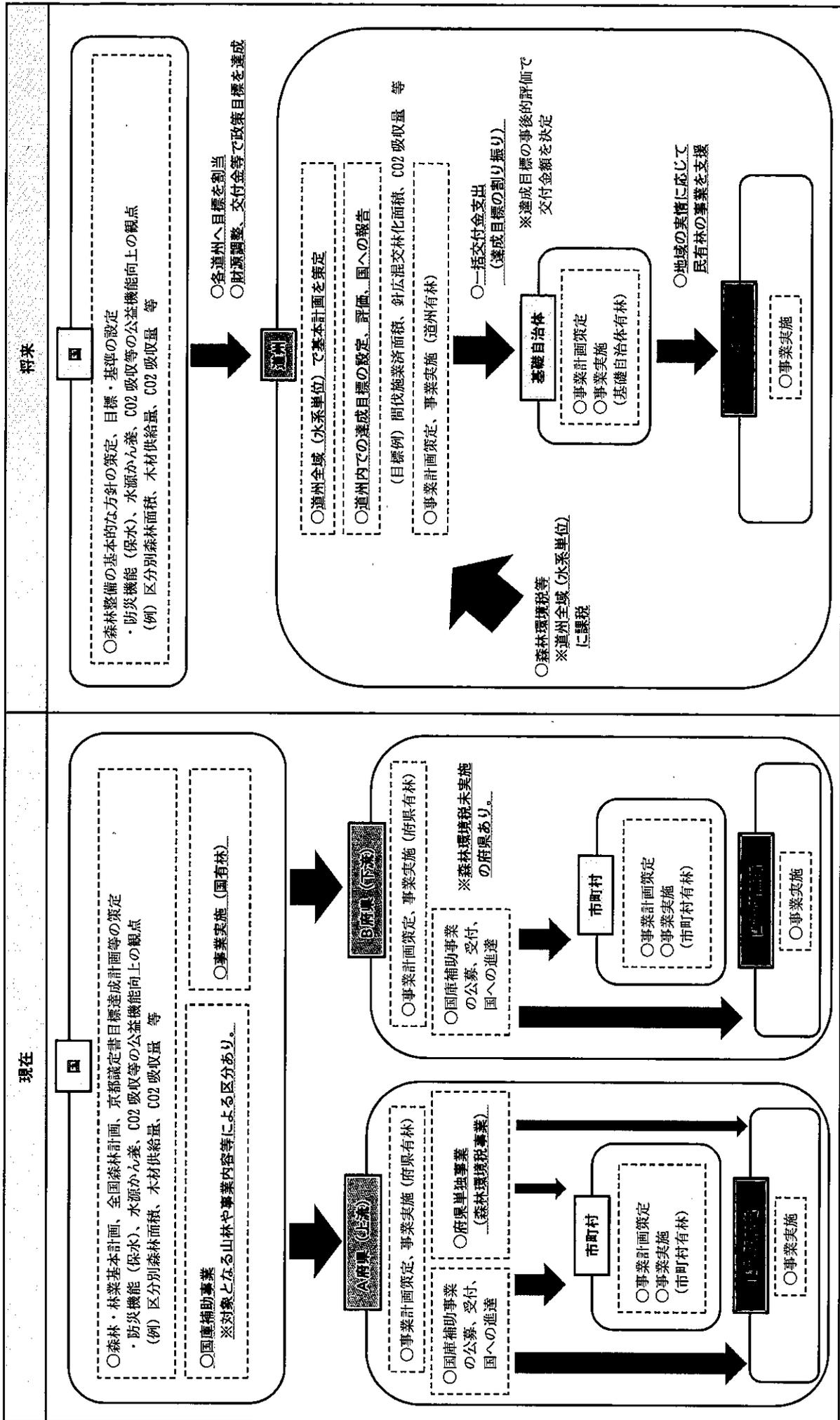
### 4. 福島県会津若松市<sup>あいづわかまつし</sup>

- 発電会社と地元のチップ会社が出資し、間伐材を燃料の中心とする全国初の発電所を建設。
- 発電会社は年間約6万トンのチップを使用し、燃料代として約5～6億円を地域に還元。
- 県と市による企業立地支援に加え、福島県は間伐材の運搬経費を支援。

参考 ・グリーン・サーマル(株)・会津若松市『立地記者会見』（H23.2.25）  
・農林水産省「参考資料」『第2回産業競争力会議』（H25.2.18）



道州制での森林保全のあり方 (イメージ)



個別の支援(補助)事業：国有林管理等が道州に移行し、主たる財源は道州域内の森林環境税等(税源は住民税の超過課税とは限らない)で賄うイメージ。

道州から基礎自治体への財政支援は一括交付金で行い、各地域での具体的な事業メニュー等は基礎自治体の裁量に大きく委ねる。

※は補助金・交付金等の資金の流れを示す。



「道州制基本法案」(H25年2月21日付自民党道州制推進本部骨子案)に対する  
懸念と指摘(案)

1 国・道州・基礎自治体のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については概念的・抽象的な整理しかなされていない。

法案にいう「国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないもの」とは具体的に何を指すのか。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべきである。

国の役割を口実として国の事務・権限、特に中央省庁の担う企画立案機能の地方への移譲が全く進まないことがあってはならない。一方で、地方の役割と称して、本来国の責任で実施すべき事務の執行を地方に押しつけ、財政的な負担を求めるようなことがあってはならない。

また、省庁の縦割行政など現行法の枠組みを温存したままで、国の事務の執行権限(出先機関の権限)だけを地方に移譲しても抜本的な改革にはならない。

国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方について、具体的な事業分野、例えば河川管理などの公物管理や義務教育をはじめとした公教育、年金・生活保護等の社会保障分野などにおいて、具体的イメージを示すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が道州や基礎自治体のあり方に矮小化されている。

まず、中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省の解体再編や国会のあり方などが国の統治機構全体の見直しを議論すべき。行政機関の再編成のみでは抜本改革にはならない。

中央府省の権限を含め、道州に国の事務・権限を広く移譲するのなら、当然中央府省の解体再編をはじめ、国の組織の大幅な見直しが必要となる。

また、道州に大幅な自治立法権を認めるなら、国会の担うべき役割も相当軽減されるはずであり、国会のあり方も見直しの対象とすべきである。

### (3) 基本法案のいう「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案が、あえて「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。これは現行の「市町村」と同じものか。「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを目論んでいるのか。

都道府県を廃止し、その事務の大半を「基礎自治体」に承継するのなら、現行「市町村」は十分な体制と財政基盤を有する必要があるが、このための具体的方策をどうするのか。

特に、現在の府県が担っている警察や教育をはじめとする事務や広域的な調整機能はどこが担うのか早急に示すべき。

平成の大合併の総括なく、これ以上の市町村合併を強行することは困難である。

また、財政基盤の弱い中山間地域では広域連携にも限界がある。道州が補完するとしても、道州では広すぎて地域の実情を反映できず、道州内の地域格差が却って拡大する恐れもある。結局は、現行の府県単位で支庁を置くなどの措置が必要になるのではないか。

さらに政令市は、一つの基礎自治体としては極めて規模が大きいことから、区を含め機能や組織に見直しが必要である。

## 2 自立した道州と基礎自治体

### (1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどの程度縮小するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充するにつれ、国会の機能・役割は自ずと縮小するはずであり、その見直しも必須となる。

自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的内容については道州議会の立法に委ねるべき。

上記に加え、参議院を地方代表院とし、道州や基礎自治体に係る立法を国会が行う場合には、参議院の議決を要件とすることも検討する必要がある。

道州及び基礎自治体に大幅な立法権を認めるなら、それに合わせて国会の機能・役割は縮小するはずであり、その見直しは必須となる。

## (2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するにあたっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべき。

道州に大幅な企画立案権が附与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することとなり、その抜本的な再編は不可避となる。

(道州及び基礎自治体の事務執行について)「国の関与は極力縮小する」とあり、国の関与の存在が前提となっている。道州や基礎自治体が自らの事務を執行するにあたっては、自らの判断と責任で行うことが基本であり、原則国からの関与があってはならない。

全国的な視点に立って行わなければならない事務等について、やむを得ず国の関与が必要な場合であっても、当然ながら必要最小限のものとするべきである。

また、中央府省が担う企画立案権を含め、国から道州へ大幅に事務・権限が移譲されるなら、中央府省の機能・役割は自ずと縮小することになるため、その抜本的な再編は不可避となる。

## (3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律・画一的に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に採用できるよう自主組織権に基づき、決定できる制度とすべき。

例えば、道州議会を二院制とし市町村代表院を設けたり、道州が政策形成・執行機能を強化するため議院内閣制型の執行体制を採用するなど、道州・基礎自治体自身が組織・体制のあり方を柔軟に選択できる制度とする必要がある。

#### (4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。東京への一極集中が相当進んだ現状において、それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

##### ① 基幹税

道州や基礎自治体の基幹税についてどのような税目を想定しているのか、例えば、消費税に代表される偏在性が少なく、安定的な基幹税目を道州へ移譲するなどの方針を予め示すべき。

##### ② 財政調整

財政調整については、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、財政力格差を生じさせないような財政調整の具体的あり方を示す必要がある。

道州間の財源保障・財源調整を道州自らが担う仕組みとすべきだが、国と地方で一部の税源を共有する場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州が存在する場合など、国と道州間の財政調整も検討に含めるべきである。

なお、東京一極集中が相当に進んだ現状では、東京に集中する税収を分配するための特別な制度も必要ではないか。

##### ③ 国の債務・国有財産の取扱い

国の債務累計が700兆円を超え（H24年度末）、歳入の約半分を公債で賄っている現状において、国の巨額の債務、国有財産（道路、空港、河川など）の移管について、どのような取扱いを考えているか明らかではない。

国の債務を道州制の導入を契機として、全て地方（道州）に付け替えることがあってはならず、国の債務や国有財産のあり方の検討にあたっては地方とも十分協議の上、持続可能な、かつ地方が納得する対応とすること。

### (5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなる。

また、市町村の合併を前提とした場合、面積の広大な基礎自治体が出現し、住民に身近な行政を担う主体として、住民の意思を適切に反映できなくなるのではないか。住民自治のあり方について工夫が求められる。

行政規模の拡大につれて、民主主義的統制の徹底や、住民の意思をより適切に反映するための対応が必要となるが、法案の基本的な方向などには触れられていない。

住民による直接請求の要件緩和や、基礎自治体の議会に地区ごとの委員会を設置するなどの方策も想定できるが、これらは基本的には道州・基礎自治体の自主的な設計に委ねるべきである。

### 3 憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、憲法改正も視野に入れるべき。

一国の人口・経済規模に匹敵する道州が、憲法に定める「地方自治の本旨」を全うする地方公共団体と言えるのか、憲法上の位置づけについて明確にする必要がある。

また、参議院の地方代表院化や、道州における議院内閣制の導入、大幅な自治立法権の付与など、国・地方を通じた統治機構改革のためには憲法改正を要するものがある。

憲法改正をしない場合、全体で整合性のとれた統治機構改革はできないのではないか。

#### 4 地方の意見を反映した制度設計・手続き

##### (1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制の検討にあたって、その具体的イメージや、わが国の行政システム、国民生活のあり方にどのような変化をもたらすかについて、国民の理解が進んでおらず、さらなる国民的議論の喚起が必要である。

また、地域実情に即した地方の意見を反映するためにも、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題の対応実績のある関西広域連合の道州制国民会議への参画を可能とすること。

##### (2) 段階的取組も考慮すべき（先行的取組としての国出先機関の移管）

わが国の統治機構を抜本的に見直すにも関わらず、わずか3年の議論で結論を得るのは困難ではないか。

先行的取組として、国出先機関を関西広域連合に移管するなど段階を踏んだ取組も検討すべき。

道州制国民会議における3年以内の答申を含め、5年を目途に検討することとされている。わが国の統治機構を抜本的に見直し、教育や社会保障をはじめ、わが国の内政に係る制度全般を大幅に改変しかねないにも関わらず、わずか3年の議論で結論を得ることができるのか。段階を踏んだ取組が求められる。

また、道州制の検討が進まない限り地方分権改革が進まないことがあってはならず、道州制の下では、国出先機関は廃止され、その事務は道州又は基礎自治体に移譲される前提であることから、先行的取組として国出先機関の広域連合への移管に取り組むべき。

## 道州制基本法案（骨子案）

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権はいまだ道半ばであり、中央集権体制は維持され、東京一極集中が続いている。こうした状況に、国民は、閉塞感を抱いている。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることが、今求められている。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立って行わなければならない事務など本来の国の責務に集中し、その強化を図っていくことが必要である。一方で、地域で判断できることはできるだけ地域に任せ、地方分権を一層徹底しなければならない。そして、地方も、地域経済の主体として経済的に自立できるようにすべきであり、そのためには、より広域でより力のある地方公共団体を創設する必要がある。それが、道州である。

少子高齢化を始め社会構造の変化がかつてない早さで進んでいく中で、道州には、それに十分対応できる能力と権限を付与していかなければならない。あわせて、基礎自治体を、地方自治の主体として、住民に身近なことは全て自ら決定できる自己完結型の地方公共団体としていく必要がある。

道州制の導入は、国、都道府県、市町村の全てを通じて、大きな改革を求めるものであり、国民の意識変化と協力がなければ、簡単に実現できるものではない。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、国民的な議論を始める必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の導入の在り方について、国において具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

## 第1 総則

## 1 目的

この法律は、道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため、当該検討の基本的方向及び手続を定めるとともに、必要な法制の整備について定めることを目的とする。

## 2 定義

## ① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、都道府県の区域より広い区域において設置され、広域事務（国から移譲された事務をいう。）及び都道府県から承継した事務を処理する広域的な地方公共団体である。

## ② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の区域を基礎として設置され、従来の市町村の事務及び都道府県から承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体である。

## ③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度である。

### 3 基本理念

道州制は、次に掲げる事項を基本理念として導入されなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 中央集権体制を見直し、国と地方の役割分担を踏まえ、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約、強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築すること。
- ⑥ 国及び地方の組織を簡素化し、国、地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るようにすること。

### 4 道州制の基本的な方向

道州制は、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。

- ① 都道府県を廃止し、全国の区域を分けて道州を設置する。都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、広域的な地方公共団体とし、3③に規定する事務を除き、国から道州へ大幅に事務を移譲させて、広域事務を処理するとともに、一部都道府県から承継した事務を処理する。
- ③ 基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成し、従来の市町村の事務を処理するとともに、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務を処理する。基礎自治体においては、従来の市町村の区域において、地域コミュニティが維持、発展できるよう、制度的配慮を行う。
- ④ 道州及び基礎自治体の長及び議会の議員は、住民が直接選挙する。
- ⑤ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう道州の立法権限の拡大、強化を図る。
- ⑥ 国の行政機関は整理合理化するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小する。
- ⑦ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける。

## 第2 道州制推進本部

### 1 設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## 2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 道州制に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ② 道州制に関する施策の実施の推進に関する事務
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属する事務

## 3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

## 4 道州制推進本部長

- ① 本部長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

## 5 道州制推進副本部長

- ① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
- ② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

## 6 道州制推進本部員

- ① 本部に、道州制推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- ② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

## 7 事務局

- ① 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- ③ 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

## 8 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

## 第3 道州制国民会議

### 1 設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

### 2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。
- ② ①に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

### 3 諮問

- ① 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制国民会議に諮問しなければならない。
  - ア 道州の区割り、事務所の所在地その他道州の設置に関すること。
  - イ 国、道州及び基礎自治体の事務分担に関すること。
  - ウ 国の機構の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
  - エ 国、道州及び基礎自治体の立法権限及びその相互関係に関すること。
  - オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。
  - カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。
  - キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方並びに長と議会の関係に関すること。
  - ク 基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方並びに基礎自治体における地域コミュニティに関すること。
  - ケ 道州及び基礎自治体の組織に関すること。
  - コ 首都及び大都市の在り方に関すること。
  - サ 道州制の導入に関する国の法制の整備に関すること。
  - シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への承継手続その他の道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。
- ② 道州制国民会議は、道州制に関する重要事項について調査審議を行うため必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

### 4 答申

道州制国民会議は、3の諮問を受けた場合には、3年以内に答申しなければならない。

### 5 中間報告

内閣総理大臣は、3の諮問事項について必要があるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

### 6 国会への報告

内閣総理大臣は、道州制国民会議から5の中間報告及び3の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

### 7 組織

- ① 道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。
- ② 委員は、国会議員、地方公共団体の長及び議会の議員並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ③ 委員(国会議員を除く。)の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- ④ 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑤ 委員は、再任されることができる。
- ⑥ 委員は、非常勤とする。

## 8 会長及び会長代理

- ① 道州制国民会議に会長及び会長代理1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ② 会長は、会務を総理する。
- ③ 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 9 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## 10 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

## 11 事務局

- ① 道州制国民会議の事務を処理させるため、道州制国民会議に事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- ③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

## 12 設置期限

道州制国民会議は、4の答申をした日から起算して6月を経過する日まで置かれるものとする。

## 第4 法制の整備

政府は、道州制国民会議の第3 4の答申があったときは、当該答申に基づき、2年を目途に必要な法制の整備を実施しなければならない。

## 第5 その他

- ① この法律に定めるもののほか、本部及び道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。
- ② 道州制国民会議が設置されている間、地方制度調査会の所掌から道州制国民会議の所掌に属するものを除くものとする。

